

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件四件 三六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三三
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 三三
- 県営土地改良事業計画を定めた件二件 三三

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三三
- 一般競争入札を行う件 三三
- 福島県選挙管理委員会 三三
- 福島県知事選挙における選挙人名簿の登録の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件 三四
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件 三四

告 示

福島県告示第四百二十四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十六年第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（男子）の採用試験について、次のとおり定める。

- 平成二十六年七月十一日
- 一 受付期間 福島県知事 佐藤雄平
- 二 採用予定数 平成二十六年八月一日（金）から同年九月九日（火）まで

陸上自衛隊 約五千三百四十名
 海上自衛隊 約八百九十五名
 航空自衛隊 約千四百三十五名
 試験種目及び試験期日

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 適性検査	平成二十六年九月二十日（土）
口述試験 身体検査	平成二十六年九月二十六日（金）から同 年十月一日（水）までの間の指定する一 日

四 試験予定会場

1 筆記試験及び適性検査

名 称	位 置
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九十番地
いわき明星大学	いわき市中央台飯野五丁目五番地一号
日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原一番地
福島職業能力開発促進センター	福島市三河北町七番地十四号
福島県立テクノアカデミー浜	南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地百十二号
白河市産業プラザ人材育成センター	白河市字中田百四十番地

2 口述試験及び身体検査

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地

陸上自衛隊郡山駐屯地

郡山市大槻町字長右エ門林一番地

- 五 採用時期
平成二十七年三月下旬又は同年四月上旬
- 六 応募資格
平成二十七年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。
- 七 問い合わせ先
自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一
一九一九

（災害対策課）

福島県告示第四百二十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百七十七条第一項及び第百八十八条の規定により、平成二十六年度第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（女子）の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十六年七月十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 受付期間
平成二十六年八月一日（金）から同年九月九日（火）まで
- 二 採用予定数
陸上自衛隊 約五百名
海上自衛隊 約八十名
航空自衛隊 約百三十名
- 三 試験種目及び試験期日

試験種目	筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 口述試験 適性検査 身体検査
試験期日	平成二十六年九月二十五日（木）

四 試験予定会場

名称	陸上自衛隊福島駐屯地
位置	福島市荒井字原宿一番地

陸上自衛隊郡山駐屯地

郡山市大槻町字長右エ門林一番地

- 五 採用時期
平成二十七年三月下旬又は同年四月上旬
- 六 応募資格
平成二十七年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する女子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。
- 七 問い合わせ先
自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一
一九一九

（災害対策課）

福島県告示第四百二十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百七十七条第一項及び第百八十八条の規定により、平成二十六年度第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十六年七月十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 受付期間
平成二十六年八月一日（金）から同年九月九日（火）まで
- 二 採用の区分及び採用予定数
 - 1 採用の区分
一般曹候補生
 - 2 採用予定数
陸上自衛隊 約二千百名（うち女子約八十名）
海上自衛隊 約千名（うち女子約四十名）
航空自衛隊 約七百五十名（うち女子約八十名）
- 三 試験種目及び試験期日
 - 1 第一次試験

試験種目	筆記試験（国語、数学、英語及び作文） 適性検査
試験期日	平成二十六年九月二十日（土）

2 第二次試験（第一次試験の合格者のみ行う。）

試験種目	口述試験 身体検査	試験期日	平成二十六年十月十一日(土) から同月十五日(水) までの間の指定する一日
------	--------------	------	---------------------------------------

四 試験予定会場

1 第一次試験

名 称	位 置
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九十番地
いわき明星大学	いわき市中央台飯野五丁目五番地一号
日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原一番地
福島職業能力開発促進センター	福島市三河北町七番地十四号
福島県立テクノアカデミー浜	南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地百十二号
白河市産業プラザ人材育成センター	白河市字中田百四十番地

2 第二次試験

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十七年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十七年四月一日現在で十八歳以上二十歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地) 電話〇二四一五四六一
一九一九 (災害対策課)

福島県告示第四百二十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十八条の規定により、平成二十六年第四次募集期における海上自衛隊及び航空自衛隊の二等海士及び二等空士として採用する海上自衛官及び航空自衛官(男子及び女子)の採用試験について、次のとおり定める。
平成二十六年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 受付期間

平成二十六年八月一日(金) から同年九月九日(火) まで

二 採用の区分及び採用予定数

1 採用の区分

航空学生

2 採用予定数

海上自衛隊 約七十名(うち女子若干名)
航空自衛隊 約四十名(うち女子若干名)

三 試験種目及び試験期日

1 第一次試験

試験種目	試験期日
筆記試験(国語、数学及び英語の他、地理歴史、公民又は理科のうちから一科目選択) 適性検査	平成二十六年九月二十三日(火)

2 第二次試験等

四 試験予定会場

1 第一次試験

名 称	位 置
福島職業能力開発促進センター	福島市三河北町七番地十四号

郡山市労働福祉会館

郡山市虎丸町七番地七号

2 第二次試験等

第一次試験合格者に対して別に示す。

五 採用時期

平成二十七年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成二十七年四月一日現在で十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者で、高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成二十七年三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業した者）及び高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同年以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（平成二十七年三月三十一日までにこれに該当する見込みのある者を含む。）及び高等学校において第三学年の課程を修了した者（平成二十七年三月までに高等学校において第三学年の課程を修了する見込みのある者を含む。）のうち自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一 一九一九

（災害対策課）

福島県告示第四百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十六年七月十一日から同年十一月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三百三十七番二ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおりに

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおりに

（変更後）別紙書面のとおりに

三 変更した年月日

別紙書面のとおりに

四 届出年月日

平成二十六年六月三十日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル
三菱UFJリース株式会社
株式会社しまむら

（別紙書面）は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年七月十一日から同年八月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ザ・ビッグ郡山喜久田店 福島県郡山市喜久田東原土地区画整理地四十街区一ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮

1 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ、適正なりサイクルを推進すること。

2 防犯対策への協力に係る事項

地域社会の一員として、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」に従い、犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努めるとともに、市の防犯対策に協力すること。

3 騒音の発生に関する事項

開店時や繁忙期等には、計画外の早朝作業（商品の搬入や荷さばき）又は深夜作業の実施等が想定されることから、騒音防止に留意すること。

原動機の定格出力が七・五キロワット以上の空気圧縮機、送風機、冷凍機については、騒音規制法又は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、事前の届出が必要であること。

4 廃棄物に係る事項等

分別徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。特に事業系一般廃棄物に廃プラ等産業廃棄物として処理しなければならないものを含まないようにすること。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、梨池下地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十六年七月十四日から
同 年八月四日まで （二十二日間）
- 三 縦覧の場所
鏡石町役場

（農村計画課）

福島県告示第四百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、前田川地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十六年七月十四日から
同 年八月四日まで （二十二日間）
- 三 縦覧の場所
須賀川市役所

（農村計画課）

公 告

公告第二百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十日

- 二 名称
特定非営利活動法人喜多方市民活動サポートネットワーク
- 三 代表者の氏名
瓜生 敏男

四 主たる事務所の所在地
福島県喜多方市字水上六千八百四十六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、喜多方市民が互いに支えあうための各種のボランティア活動や、より成熟した社会を目指して行う市民活動等の広範なネットワークを構築し、その拠点としての役割を果たすと共に行政・企業・各種団体・個人と連携し、地域が抱える諸問題を解決するための事業を行い、地域発展に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第206号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年7月11日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 空港用高速スノーパ除雪車（自走式） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月30日（月）
- (4) 納入場所 福島空港事務所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年8月6日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年7月22日（火）午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年8月22日（金）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月21日（木）午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A High Speed Airport Runway Sweeper(Self-propelled type) 1unit
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 22 August 2014
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 21 August 2014
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十六号

平成二十六年十月二十六日執行予定の福島県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十六年七月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十六年十月八日（年齢については、平成二十六年十月二十六日）

二 登録を行う日 平成二十六年十月八日

三 縦覧に供する期間 平成二十六年十月九日 午前八時三十分から午後五時まで

福島県選挙管理委員会告示第三十七号

平成二十六年十月二十六日執行予定のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十六年七月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十六年十月十五日（年齢については、平成二十六年十月二十六日）

二 登録を行う日 平成二十六年十月十五日

三 縦覧に供する期間 平成二十六年十月十六日 午前八時三十分から午後五時まで